



2019年12月27日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行
代 表 者 名 取締役頭取 梅田 仁司
(コード: 8337 東証第1部)
問 合 せ 先 執行役員
経営企画部長 田中 啓之
電 話 番 号 043-243-2111 (大代表)

第二種優先株式についての自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当行は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、当行発行の第二種優先株式の一部につき、会社法第459条第1項及び当行定款第16条第2項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

第二種優先株式はバーゼルⅢにおいて「適格旧非累積的永久優先株」にあたり、2020年3月末基準の自己資本比率の算出においてその一部がコア資本に不算入となります。今般、第二種優先株式のうちコア資本不算入となる額に相当する株式を取得することにより、今後の当該優先株式にかかる配当負担の軽減、ひいては当行財務基盤の維持・向上と当行普通株式の価値向上に資するものと考えております。

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	第二種優先株式
(2) 取得する株式の総数	500,000株 (発行済第二種優先株式総数に対する割合10%)
(3) 株式の取得対価の内容	金銭
(4) 1株当たりの取得価額	4,000円
(5) 株式の取得価額の総額	2,000,000,000円
(6) 株式の取得の方法	全第二種優先株主に対して通知又は公告して行う第二種優先株主との合意による有償取得
(7) 取得日	2020年1月9日

以上

(ご参考) 2019年12月26日時点の自己株式の保有状況 (第二種優先株式)

発行済第二種優先株式総数 (自己株式を除く) 5,000,000株
自己株式数 0株